

災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定書

安平町（以下「甲」という。）と DCM ニコット株式会社（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の供給等に関して、次のとおり協定を締結する。

（趣旨）

第1条 この協定は、安平町内において、災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第2条第1号に規定する災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、町民生活の早期安定を図るため、甲が乙の協力を得て行う物資の調達及び供給に関する基本的事項を定めるものとする。

（協力要請）

第2条 甲は、次に掲げる場合において、物資を調達する必要があると認めるときは、乙に対し、調達が可能な範囲内で物資の供給について協力を要請することができるものとする。

（1）安平町内に災害が発生し、又は発生するおそれがあるとき。

（2）安平町以外の災害について、関係自治体等から、物資の調達・あっせんを要請されたとき、又は甲が救援の必要があると認めるとき。

（供給物資の範囲）

第3条 甲が乙に供給を要請する物資は、次に掲げるもののうち、要請時点で乙が調達可能な物資とする。

（1）別表に掲げる物資

（2）その他甲が指定する物資

（供給物資の数量）

第4条 甲は、必要がある場合に、乙に対し、要請時点で供給できる物資及びその数量等について照会することができるものとする。

（要請の方法）

第5条 甲の乙に対する第2条の規定による要請は、「物資供給要請書」（様式第1号）により行うものとする。ただし、緊急を要する場合は、口頭若しくは電話その他の方法により要請し、その後速やかに文書を提出するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第6条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、原則として乙が行うものとする。ただし、乙の運搬が困難な場合は、甲又は甲の指定する者が行うものとする。

2 甲は、当該場所に職員又は甲の指定する者を派遣し物資を確認の上、引渡しを受けるものとする。

3 乙は、物資の引渡しを終了した後、速やかに「物資供給状況報告書」（様式第2号）により甲に報告するものとする。

（費用負担）

第7条 甲は、乙が供給した物資の代金及び運搬に要した費用については、乙からの請求に基づき、遅滞なくその支払を行うものとする。

2 乙が供給した物資の代金は、災害発生時の直前における適正価格（マスター売価）を基準として、甲乙協議の上決定する。

3 前条の規定により、乙が行った物資の運搬に係る費用は甲の負担とする。

（情報提供）

第8条 甲は、平時又は災害時において、乙に対し、防災・災害情報等を提供することができるものとし、乙は提供を受けた情報等を、店舗を通じて来店者等に対し情報提供するよう努めるものとする。

（連絡責任者の報告）

第9条 甲と乙は、この協定に基づく協力要請を迅速かつ確実に行うため、あらかじめ連絡責任者を「連絡責任者届」（様式第3号）により相手方に報告するものとし、変更があった場合には直ちに相手方に報告するものとする。

（車両の通行）

第10条 甲は、乙が物資を運搬及び供給する際には、車両を緊急通行車両として通行できるよう可能な限りの支援をするものとする。

（有効期間）

第11条 この協定の有効期間は、協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、この協定の有効期間が満了する1か月前までに、甲乙いずれかから変更や終了等の何らかの意思表示がないときは、有効期間が満了する日の翌日から1年間この協定を更新するものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、甲及び乙は、1か月前までに相手方に書面により申し入れることにより、この協定を終了することができる。

（協議）

第12条 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項の解釈に疑義が生じた場合については、その都度甲乙協議のうえ決定するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 8 年 7 月 / 日

甲 北海道勇払郡安平町早来大町95番地
安平町
安平町長 及 川 秀 一



乙 北海道札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番地1
DCMニコット株式会社
代表取締役社長 和 泉



別表（第3条関係）

物資の種類	品 目
食 料 品	米、パン、コーンフレーク、インスタント食品、レトルト食品、缶詰、みそ、しょうゆ、食塩、砂糖、油、漬物、のり、ふりかけ、お茶漬け、卵、牛乳、豆乳、バナナ、ハム・ソーセージ、水、野菜・果物ジュース、清涼飲料水、めん類、肉、野菜、バター・ジャム、緑茶・紅茶・コーヒー、菓子、粉ミルク、ベビーフード
医 療 用 品	絆創膏、※殺虫剤、うがい薬、消毒薬、体温計、血圧計、マスク
寝具、衣料	※毛布、寝具、下着、靴下、衣服、※防寒着、タオル
日 用 品	カセットコンロ、カセットガスボンベ、なべ、食器、スプーン・フォーク、包丁、箸、紙皿、紙コップ、懐中電灯、電池、トイレットペーパー、キッチンペーパー、ウェットティッシュ、歯ブラシ、歯磨き粉、マウスウォッシュ、生理用品、紙おむつ、ホイル、ラップ、洗剤、石けん、※使い捨てカイロ、テープ、ゴム手袋、靴、スリッパ、大人用尿パット、ペーパータオル、ハンドソープ
そ の 他	ブルーシート、※扇風機、※ストーブ、発電機、車用インバーター、台車、固形燃料、スコップ、モバイルバッテリー

※季節商品

様式第1号（第5条関係）

年 月 日

物資供給要請書

DCMニコット株式会社

様

安平町長

「災害時における応急生活物資供給の協力に関する協定」第5条の規定に基づき、次のとおり物資の供給を要請します。

なお、本要請に対する貴社の物資供給状況を、物資引渡し後、速やかに様式第2号により報告願います。

品 名	規 格	数 量	備考
引渡し希望場所			
納品希望日時			
受領担当部署			
担当者氏名	職名		氏名
連絡先	電話		FAX

要請担当部署				
担当者職氏名	職名		氏名	
連絡先	電話		FAX	

令和 8 年 7 月 1 日

連絡責任者届

DCMニコット株式会社
代表取締役社長 様

機関名 安 平 町

1. 平日の連絡先

担 当 部 署	総務課
職 氏 名	総務課長 岡 康弘
所 在 地	〒059-1595 勇払郡安平町早来大町 95 番地
電 話	0145-22-2511
F A X	0145-22-2026

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 部 署	総務課
職 氏 名	総務課長 岡 康弘
電 話	080-6082-4223

3. 勤務時間及び休日

勤 務 時 間	8 時 30 分～17 時 15 分
休 日	土曜日、日曜日、祝日

2026年 7月 / 日

連絡責任者届

安平町長 様

機関名 DCM ニコット株式会社

1. 平日の連絡先

担 当 部 署	管理部
職 氏 名	管理部長 齊藤俊嗣
所 在 地	〒004-0053 札幌市厚別区厚別中央 3 条 2 丁目 1-1
電 話	011-802-3810
F A X	011-802-3663

2. 夜間・休日の連絡先

担 当 部 署	管理部
職 氏 名	管理部長 齊藤俊嗣
電 話	080-3546-9679

3. 勤務時間及び休日

勤 務 時 間	8 時 50 分～17 時 35 分
休 日	土曜日、日曜日